

## お 願 い

平成 19 年 6 月 20 日の建築基準法令等改正に伴い審査、検査、事務処理等で業務量が増加しており申請者の皆様には大変御迷惑をおかけしております。

つきましては、今後下記事項についてご理解、ご協力の程お願い致します。

平成 19 年 10 月 15 日

株式会社 近畿確認検査センター

1 . 申請予定物件、一般的な法解釈等の事前相談(確認申請に限る)物件について

原則として窓口相談(簡単な法解釈は電話可)とさせていただきます。その際は必ず具体的な図面等の表示をお願い致します。

2 . 申請中物件の相談(計画変更、軽微な変更等)も具体的変更図の表示をお願い致します。

上記 1 . 2 何れも電話による予約をして頂き、時間厳守をお願い致します。

3 . 著しい不整合、未記入等のある申請書、(設計者、代理者の事前チェックがなされていないと思われる申請書)については返却させていただきます。

尚 相談時間は月曜日～金曜日 AM 10 : 00 ~ 12 : 00 PM 1 : 00 ~ 3 : 00 とし

相談時間は 30 分以内と致します。